2019年度
第3回業務委員会
資料1-1

電力・ガス取引監視等委員会　第４０回制度設計専門会合　議事概要

１．日時：２０１９年7月３１日（水）１５：００～１５：３５（ガスのみ）

２．場所：経済産業省本館１７階第国際会議室

３．出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、
新川委員、武田委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹	JXTGエネルギー株式会社　ガス事業部 部長
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田　聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
棚沢　聡	東京ガス株式会社　執行役員　原料部長
内藤　理	一般社団法人 全国ＬＰガス協会 専務理事
松井　毅	大阪ガス株式会社　代表取締役　副社長執行役員
籔内 雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

４．議題（ガスのみ）

・ガスの卸取引に関する競争の促進について

５．意見等

⑴ 中途解約補償料を伴う長期契約について

事務局から

- 高額な中途解約補償料を伴う長期契約について、競争政策上問題となりうる。また、卸元事業者がLNG調達に伴うリスクの全てないし大部分を卸受事業者に転嫁することは、市場支配的地位の乱用に該当する可能性がある。

- 現在締結している卸契約の実態調査によると、調査対象62事業者のうち、契約期間10年以上が29事業者、「適切な契約期間」とされる5年未満が45事業者であった。また、中途解約補償料が設定され契約書に明記されている卸契約を締結している事業者は36社あった。
 このうち、中途解約補償料の水準が残期間契約金額の50%以上と回答した事業者が8社あった。

- 都市ガスの卸契約期間を最低限の期間とすることが望ましく、中途解約補償料については、客観的な裏付けのある実損予測など、合理的な根拠に基づいて設定することが適当とした。

委員等から

- 長期と中期など複数契約の組合せで、より低廉な調達と柔軟性が両立できる可能性もあるため、「最低限の契約期間」とするのが適切かは疑問が残る。

- 高額な違約金が発生するような契約期間が問題である。たとえば、10年契約でも、5年目以降は違約金を取らないのであれば問題がない。

- 競争政策の観点では、違約金がなくとも長期契約には問題がある。ＥＵでは５年が目安となっている。

⑵ 需要家情報の取り扱いについて

- 卸元事業者に対し、需要先で小売事業者にガスを受け渡す「ワンタッチ供給」を行うケースや、卸受事業者と共同で新規需要開拓を行うケースなど、合理的な理由がある場合を除き、卸受事業者に需要家情報を求めないよう要請する。また、卸元事業者内で必要な範囲を超えて情報が共有されないよう、適切な管理体制の構築を求める。

以上

経済産業省

2019年度
第3回業務委員会
資料№1-2

ガスの卸取引に関する競争の促進について

第４０回　制度設計専門会合
事務局提出資料

令和元年７月３１日（水）

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

今回ご議論頂きたいこと

- これまで、第35～38回の専門会合において、**ガスの卸調達・適正取引に係る諸論点**につき、実態調査やヒアリングを踏まえ、ご議論をいただいた。
- **東京ガスからのヒアリング**に対して、大きく以下のご指摘があった。
 - ➢**上流のLNG取引**が長期契約であることのみを理由に**下流の卸取引**も長期契約でなければいけないということが論理的に当然と言えないのではないか。
 - ➢仮に、何らかの**中途解約補償料**の賦課に一定の合理性があるとしても、それが実損（ないし客観的な裏付けを伴った実損の予測）を上回ったり、その算出根拠におけるリスク負担が合理的ではない水準となる結果として、スイッチングを阻害することは不適切ではないか。
- **JERAからのヒアリング**に対して、旧一般ガス事業者については、**産ガス国との長期契約比率が大きい**といったLNG調達実態も踏まえ、適切な卸契約の在り方を検討する必要があるのではないか、との指摘があった。
- このようなご指摘を踏まえ、本日は、**中途解約補償料を伴う長期契約のあり方**について、取引の公平性の観点の他、都市ガス事業者におけるLNG調達や余剰玉の需給調整能力の状況など事業実態を踏まえ、考え方を整理するための議論をお願いしたい。あわせて、**卸元事業者における需要家情報の取り扱い**に関する方策についても、ご議論をお願いしたい。

①中途解約補償料を伴う長期契約について

②需要家情報の取り扱いについて

基本的な考え方

＜競争政策上の原則論＞

- **有力な地位にある**（又は見込まれる）**都市ガスの卸元事業者**（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等 ）が、ガスの卸売において**高額な中途解約補償料を伴う長期契約（以下「違約金付き長期契約」）**を締結することは、**長期の契約**及び**違約金の水準**という2要素があいまって、競争者（卸元事業者）の取引機会を過小にする可能性がある。したがって、それが**経済合理的な理由に基づくものでなければ、競争政策上、問題となりうる**のではないか※1（市場閉鎖の問題）。

 ※1 特に、新規参入者による事業活動が行われ、又は、行われようとしている地域において、具体的な問題となりうる。

- また、このような違約金付き長期契約は、市場閉鎖を生じなくとも、卸元事業者がLNG調達等に係るリスク（引取量の変動リスク）の全てないし大部分を卸受事業者に転嫁することは**過大なリスク転嫁による経済的不利益の押し付けとして市場支配的地位の濫用等に該当しうる**のではないか。

＜国内ガス事業構造の実態を踏まえた基本的な考え方＞

- 一方で、現時点では、既存のLNG調達契約の多くが長期契約※2であって、①仕向地条項及びtake or pay条項も付されていること、②日本国内の仕向地内（例えば、首都圏）においては、取引所その他によって余剰分の調整が行われる状況ではないこと、を踏まえると、DQT※3やLNGスポット取引その他の余剰玉の調整手段の存在、増加も考慮したとしても、**長期契約の中途解約は一定の損害（及び逸失利益※4）を卸元事業者に発生させる場合がある**ものとして考えられるのではないか。

 ※2 LNG長期契約が短期契約より安価となる場合があることは事実であるとしても、長期契約の利用、契約先の選定、長期－短期の利用割合は、あくまでも事業者がその責任において決定したものであることにも留意する必要がある。その際に、旧一般電気事業者は、旧一般ガス事業者に比べて、電力事業の規模が相当程度大きいことから、余剰玉の調整手段も相対的に多いことにも留意する必要がある（ただし、発電側の稼働変更に伴い追加コストが発生する可能性がある）。

 ※3 Downward Quantity Tolerance（削減許容量）：買主が引取数量を削減することができる範囲をいう

 ※4 取引実績を勘案して合理的に期待されるような利益。その他詳細はP6の※3を参照。

- したがって、**違約金付き長期契約には、一定の合理性**が認められる場合もあるが※5、**その契約期間や違約金水準が客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づくものから逸脱**し、競争に影響を与える場合には、問題になりうるものと考える必要があるのではないか。

 ※5 なお、卸取引の開始にあたり、別途、卸元事業者の資金負担で受入設備等を設置した場合も一定の合理性が認められるのではないか。

違約金付き長期契約に関する考え方（全体像）

	項目	考え方
卸契約条件	競争者の取引機会への影響	● 長期の契約及び違約金の水準という2要素があいまって、**市場閉鎖を生じさせ、競争者の事業機会を過小**にし、経済合理的な理由に基づくものでなければ、競争政策上、問題となりうるのではないか。**（4頁）**
	売買当事者間のリスク負担の適切性	● 卸元事業者のLNG調達等に係るリスクの全てないし大部分を卸受事業者に転嫁することは**過大なリスク転嫁による経済的不利益の押し付けとして市場支配的地位の濫用等に該当**しうるのではないか。**（4頁）**
	中途解約補償料の算出根拠	● 中途解約補償料は、**客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づき、設定されることが適当**ではないか。**（6頁）**
	ガス卸契約の契約期間	● 当該事業者のLNG調達契約や需給調整能力の状況、及び卸受事業者や卸元事業者が望ましいと考える契約などを踏まえ、**最低限の期間**となっていることが**望ましい**のではないか。**（7頁）** ● なお、事業者が既存の複数年契約について、契約期間中に、契約期間の延長を行う旨の契約を行う場合※1は、**再契約後の契約期間をも踏まえて長期契約の形態であるか否かを判断する**ことが適当ではないか。 ※1現時点でこのような契約について直ちに不当であるとする主旨ではない。
	代替的な選択肢（短期契約）の有無	● 経済的な契約条件で短期契約も選択可能である等、**卸受事業者の観点から実質的に代替となり得る選択肢が存在する状況**であれば、市場閉鎖やリスク負担の適切性といった競争政策上の観点から、問題となる余地は相対的に減少するものとして考えられるのではないか。
LNG調達条件/需給調整	既存LNG契約の柔軟性確保に向けた合理的努力を尽くしているか否か 制度環境の変化（仕向地条項の撤廃、取引所その他の需給調整手段の有無）	● 取引所ないし制度環境の変化や既存のLNG契約における仕向地条項の改廃等に応じて、**既存の卸契約が長期契約の更改時に適切に見直されるべき**ではないか※2。 ※2 なお、正当な理由なく、当該見直しが適切に行われない場合は市場支配的地位の濫用等の問題となりうるか。

中途解約補償料及び契約期間の水準
（１）中途解約補償料

● 都市ガスの卸売契約における中途解約補償料は、**客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づき、設定されることが適当**ではないか。（具体的な考え方は以下の通り。）

	問題となる事例	考え方
事例①	**（中途解約補償料の水準）** ➢ 卸受事業者による中途解約時においては、例えば、**余剰玉を実際に廃棄する訳ではない**ことや、中途解約が起きた場合でも**他の卸先や大口需要家が開拓されることも相当程度期待される**ことが考えられる。 ➢ 上記を踏まえると、卸元事業者が**契約残期間の余剰玉の価額に相当する金額の全部又は大部分を中途解約補償料として請求**する事例がみられるが、卸元事業者において回避が困難な損失を客観的根拠に基づいて填補するものとはいえず、競争政策上問題となりうるのではないか。	➢ 適切な中途解約補償料の構成費目※1は通常、以下の通りと考えられる。したがって、中途解約補償料はこれら費目に基づき、実績などの裏付けによって各費目の算出過程についても合理的な説明がつくものとすることが適当ではないか。 ① **転売差損** ② **合理的に算出された逸失利益**※3 ③ **原料費金利** ④ **未回収の固定費**
事例②	**（解約理由による中途解約補償料の差異）** ➢ 卸受事業者が**他の卸元事業者へスイッチング**した場合において、その中途解約補償料の水準が**卸受事業者の移転その他の解約に至った要因と比べて、高額となる※2**事例がみられるが、スイッチングを阻害する意図を有することが推認され**競争政策上問題になり得る**のではないか。	➢ 解約理由によって解約補償料の水準に差を設ける場合は、合理的な理由に基づくべきである。 ➢ **他の卸元へのスイッチングによる解約について、合理的な理由なく、その他の理由による解約に比して補償料を高額としないことが適当**ではないか。

※1 事業者が既存の複数年契約について、契約期間中に、契約期間の延長を行う旨の契約を行う場合における中途解約補償料についても、具体的にどのような損害に対応するためのものか明らかにされることが望ましく、単に顧客を不当に囲い込むものであれば、競争政策上問題となりうる。

※2 卸契約上、中途解約補償料が規定されている場合であっても、天災・倒産等については当該補償料が大幅に減額されることには一定の経済合理性が認められるとしても、移転などにも減額される結果、実質的に、スイッチングの場合のみ規定の中途解約補償料の全額が賦課されることとなる事例が見られる。

※3 仮に、一定期間の使用を約し、将来的な収益性を勘案し割引を行う契約において中途解約が発生した場合、実施した割引金額を将来にわたって回収することは困難となることから、解約前に卸受事業者が享受した一定の割引額を請求することは、理論的には考えられる。

中途解約補償料及び契約期間の水準
（２）契約期間

- これまで実施した実態調査によれば、導管による卸で調達している卸受事業者と卸元事業者の**卸契約の多くは、違約金付き長期契約**となっており、契約期間が10年以上となっている契約が占める割合も高い一方、**卸受事業者が適切と考えている契約期間は実際の契約期間に比して短い傾向**にある（Ｐ８）。また、卸元事業者に対する事務局ヒアリングによれば、**卸元事業者の契約期間設定に関する考え方**は具体的には**下記の通り**となっている。
- **このため、都市ガスの卸契約期間については、競争促進の観点から、卸受事業者や卸元事業者が望ましいと考える契約期間なども踏まえ、最低限の期間とすることが望ましい**のではないか。※

	卸元事業者の意見
【A社】 旧一般ガス事業者	✓ 契約期間が長期化すればするほど卸市場の閉鎖性を高めるおそれがあるため、当社では契約期間の長期化は自制している。何年程度が適切かは様々な考え方があると思うが、**3～5年**が標準的な契約期間と捉えている。
【B社】 旧一般ガス事業者	✓ 短期的な取引となると需要の見通しが得られず安定的な調達が行えないことや、卸価格が短期的に変動することによって卸受事業者、その需要家の価格に影響があることなどから、**5年契約**を基本としつつ、卸先のニーズを踏まえ、より長い期間も提示している
【C社】 旧一般電気事業者	✓ 切り替えを狙う立場からすれば3年程度が望ましいが、ガス主体の卸元事業者は電力会社と比べ、長期契約が中心であることや、多様な電源ポートフォリオ（需給調整能力）を有していないことから**5年程度が妥当**ではないか。
【D社】 旧一般ガス事業者	✓ **10年程度の長期契約**としているが**違約金は特に規定しない**。

※なお、EUでは、垂直的制限ガイドラインにおいて、最低引取量強制や排他条件付取引などにつき、期間が5年を超えるものは通常、効率性の達成のために必要とはいえず、市場閉鎖効果を上回るような効率性の達成があるとは考えられないとの考え方が示されている。

（参考）契約期間の水準

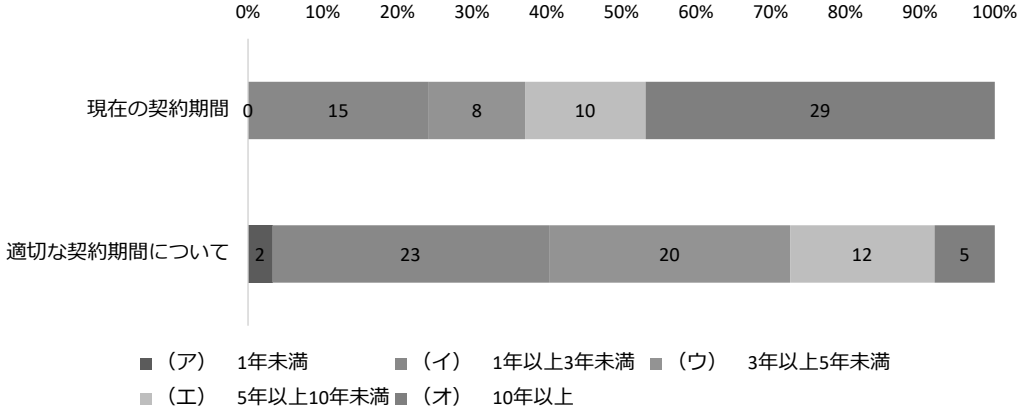
2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 調査対象とした卸受事業者の既存の契約の約半数（62社中29社）について、現在結んでいる卸契約の中で、最も長い契約期間が「10年以上」となっている。他方で、卸受事業者が適切な契約期間と考える期間として、70%以上が５年未満と回答した*。

*最終需要家の利益に資する観点からは、卸受事業者ないし卸売事業者が適切と考えていることのみをもって、必ずしも、長期契約を正当化できるものではないことに留意する必要がある。

卸契約の契約期間

（現在の契約期間）Q.現在結んでいる卸契約の中で最も長い期間の契約年数を教えてください。
（適切な契約期間）Q.貴社（卸受事業者）として適切だと考えられる卸契約の契約期間について、最も近い年数を下記から選択してください。
対象は卸受事業者62社



卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

中途解約補償料及び契約期間の水準
（３）今後の対応について

- **有力な地位にある（又は見込まれる）都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）**に対し、**今後更新する卸長期契約**については、前頁までに示した考え方も踏まえた、**合理的な根拠に基づく中途解約補償料と契約期間の設定とするよう求める**こととしてはどうか。
- その上で、**来年度以降の適切な時期**において、**フォローアップ調査**※を行うこととしてはどうか。

※フォローアップ調査は、既存契約と新規契約に区別して実施する。

（参考）中途解約補償料の事前設定

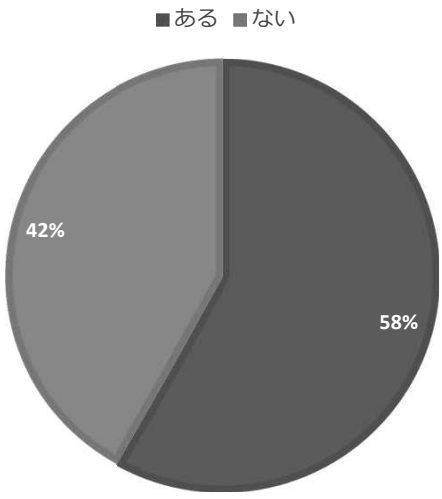
2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 調査対象とした卸受事業者のうち、中途解約補償料が設定されているものは62社中36社であった。他方、設定されていないものについても、契約書には明記されていないものの協議時に口頭で通達されているものが含まれている。

中途解約補償料の設定の有無

Q.現在結んでいる卸契約の中に中途解約補償料が設定されているものはありますか。
対象は卸受事業者62社

- ✓ 中途解約補償料は設定されていない。
- ✓ 契約書には明記されていないが、卸契約に関する協議時に、一定の水準の補償料を請求する旨通達されている



卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

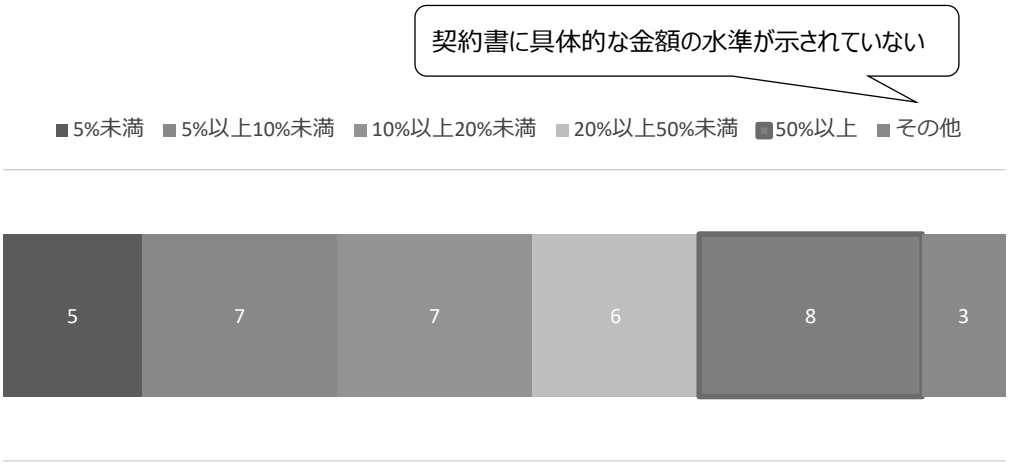
（参考）中途解約補償料の水準

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 中途解約補償料が設定されている事業者36社のうち、現在の契約の中で最も高い中途解約補償料の水準が残期間契約金額の50%以上と回答した事業者は8社（25%）存在した。

中途解約補償料の水準

Q.現在設定されている中途解約補償料の中で最も高い金額の水準について、最も近いものを一つだけ選択してください。
対象は中途解約補償料が設定されている卸契約を結んでいる36事業者
ここでの中途解約補償料の水準は、契約解除時点で、残期間の契約金額の合計に占める中途解約補償料の割合を指す
（例えば、5年契約の2年目で解約した場合、残期間3年間の契約金額の合計にしめる中途解約補償料の割合）



卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

①中途解約補償料を伴う長期契約について

②需要家情報の取り扱いについて

主な論点

- **競争事業者間で顧客情報を共有**することは、**例えば、市場分割カルテルの実効性を確保する手段となる**など、競争の減殺につながることが**論理的にはありえる**※1。
 ※1 例えば、当該カルテルが崩壊した後に、一方の事業者が他の事業者の顧客に対してのみ差別的に廉売を行い、当該他の事業者の経営を困難にするといった反競争的行為を可能とする側面もある。
- 本専門会合（第36回会合 本年2月）においても、ガス卸市場において、**卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係**にあり、又は、その可能性がある場合※2においては、具体的な需要家の情報の提供を卸元事業者が卸受事業者に求め、当該情報を卸受事業者が卸元事業者と共有することは、卸取引の円滑な実施のため必要な不可欠な場合など合理的な理由がある場合を除いて、**ガス卸市場及び小売市場における競争の減殺につながるおそれもある**との御指摘をいただいた。
 ※2 ガス導管等を通じて卸受事業者のエリアの小売事業への参入が可能な状況をいう。
- 本日は次の場合について、御議論をお願いしたい。
 - **需要家情報の取得に合理性が考えられると認められる具体的なケース**
 - **需要家情報の共有に関して卸元事業者に求める規律の在り方**
 - **上記の場合に、情報を取得した場合における管理体制**

特定の需要家情報の取扱いの考え方（合理的と考えられる理由）

- 卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係にあり、又は、その可能性がある状況において、両事業者間で需要家情報の共有を行うことは、前ページに記した懸念もあるものの、限定的には、天然ガス需要の拡大に資する面も考えられる。**需要家情報の共有が合理的と考えられる場合**について、具体的には以下のようなケースが考えられる。

特定の需要家情報を利用する行為（例）※1		特定の需要家情報を利用する行為に対する評価
ワンタッチ供給の受付	✓ 卸売部門が**ワンタッチ供給に必要な託送手続きに利用**する場合。	✓ ワンタッチ供給※2の実施に不可欠。
新規需要開拓	✓ 卸元事業者が**卸受事業者と共同で行う需要拡大を目的に、需要家情報を利用**する場合。なお、コージェネレーションシステム等のガス設備更新提案等を新規に行う場合を含む。	✓ 天然ガス需要の拡大に資する可能性がある。 ✓ ただし、具体的な顧客情報（又はそれが特定しうる情報）を取得する必要性が客観的に存在する場合に限られる。例えば、新規需要先との契約締結後はその必要性は乏しくなるものと考えられる。

※1 卸元事業者が上記の行為において取扱う情報 →「需要家名・需要場所等」、及び「需要量・負荷情報・料金プラン等」
（参考）2019年2月15日制度設計専門会合資料6（アンケート調査結果に基づく）

※2 従来、中圧を中心に、大口ガス事業者が、需要場所において卸元事業者からガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において当該ガスによる小売供給を行うという契約形態がとられてきた。このような契約形態を「ワンタッチ供給」という。

卸元事業者における需要家情報の取得や情報管理体制に関する考え方

- 前頁の整理のとおり、卸元事業者における卸売事業を円滑に行うため、ワンタッチ供給の実施その他の理由により、**卸受事業者の小売事業における具体的な需要家情報を取得することが必要**になる可能性がある。
- 一方で、卸元事業者が卸受事業者の営業区域において、小売事業を実施する可能性がある場合には、そのような需要家情報を両事業者間で共有することは、小売市場における**市場分割カルテルを誘発する**（カルテルの実効性を確保する手段となる）**可能性**も理論的には考えられる。このため、**前頁において真に必要な情報を共有する場合を除き、合理的な理由なく※1、両事業者間で需要家情報を共有することについては、慎重な対応をすることが望ましい**のではないか。
 ※1 どのような場合に情報共有が合理的であると言えるかについては、個々の事案によると考えられる。
- 合理的な理由に基づき、需要家情報を共有する場合であっても、当該**卸元事業者**においては、**取得後の当該需要家情報が卸売部門において適切な情報管理ルールによって管理され、卸受事業者と共同で実施する新規需要開拓に必要な範囲で共有する場合※2を除き、小売部門との共有を認めないための必要な措置※3を講じることなどが望ましい**のではないか。
 ※2 なお、前頁に記載した通り、このような理由での需要家情報の共有が合理的であると考えられるのは、具体的には需要家情報共有の必要性が客観的に存在する場合に限られ、例えば、新規需要先との契約締結後においてはその必要性は乏しくなるものと考えられる。
 ※3 具体的には、当該需要家情報は、社外に流出しないよう、**営業秘密**（不正競争防止法によって保護される）として管理されることも考えられる。営業秘密に関しては、保秘表示やアクセス権者の限定など各種の実務的な保護方法が存在する（各種ハンドブック等で紹介されている）

（参考）営業秘密管理指針（経済産業省　平成１５年１月）より抜粋

不正競争防止法と営業秘密について

（不正競争防止法の位置付け）
- 不正競争防止法は、他人の技術開発、商品開発等の成果を冒用する行為等を不正競争として禁止している。具体的には、ブランド表示の盗用、形態模倣等とともに、営業秘密の不正取得・使用・開示行為等を差止め等の対象としており、不法行為法の特則として位置づけられるものである。

（不正競争防止法における営業秘密の定義）
- 不正競争防止法（以下、「法」という。）第２条第６項は、営業秘密を
 ①秘密として管理されている［秘密管理性］
 ②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報［有用性］であって、
 ③公然と知られていないもの［非公知性］
 と定義しており、この三要件全てを満たすことが法に基づく保護を受けるために必要となる。

（中略）

電子媒体の場合における典型的な管理方法

- データなどの電子媒体で保管している場合も基本的には紙媒体と同様であるが、電子情報の場合は、通常、次のような方法のいずれかによって、秘密管理性の観点から充分な秘密管理措置となり得るものと考えられる。

ー 記録媒体へのマル秘表示の貼付
ー 電子ファイル名・フォルダ名へのマル秘の付記
ー 営業秘密たる電子ファイルを開いた場合に端末画面上にマル秘である旨が表示されるように、当該電子ファイルの電子データ上にマル秘を付記（ドキュメントファイルのヘッダーにマル秘を付記等）
ー 営業秘密たる電子ファイルそのもの又は当該電子ファイルを含むフォルダの閲覧に要するパスワードの設定
ー 記録媒体そのものに表示を付すことができない場合には、記録媒体を保管するケース（ＣＤケース等）や箱（部品等の収納ダンボール箱）に、マル秘表示の貼付

今後の対応について

- **前頁までに示した考え方を踏まえ、卸元事業者に対し、合理的な理由がない場合は需要家情報を求めないこと、合理的な理由があって需要家情報を入手する場合には、その情報の管理体制の構築等について適切に対応すること、を求める**こととしてはどうか※。

 ※ただし、著しく非効率となる場合や企業規模によっては、卸売事業担当を小売事業担当から分別することが困難と認められる場合も想定されるため配慮が必要となる。

- その上で、**来年度以降の適切な時期**において、**フォローアップ調査**を行うこととしてはどうか。

その他

- 本専門会合においては、他の卸元事業者へのスイッチングが進まない要因として、営業協力や技術協力など、自由化以前からの慣習として継続されてきた**付帯サービス**※1があることなども考えられるのではないかとの指摘があった（第38回専門会合）。

 ※1 卸元事業者が付帯サービスを停止することが反競争的であるからといって、契約期間満了後も無償の付帯サービスを永久的に行うことは現実的ではない。ただし、汎用性が低く、他の卸元事業者や機器メーカー等による対応が困難なガス機器メンテナンスなど、通常、有償で、商慣習上の合理性に基づく必要な期 間に行われるものについて、契約の解約やスイッチングを理由に卸元事業者が拒否することは反競争的であると考えられる。

- 今後、引き続き、上記に関する具体的な事例の有無などを調査の上、必要に応じて、対応を検討することとしたい。

（参考）ガス事業制度検討ワーキングにおける整理

- ワンタッチ卸供給における特定の需要家情報の取扱いについては、資源エネルギー庁が開催するガス事業制度検討ワーキンググループにおいても議論がなされている。

④卸元事業者内での情報管理　2/2

- これまでの経過を踏まえつつ、ここでは、本取組（ワンタッチ卸供給形態の相対取引活性化策）における卸元事業者内での基本的な情報管理の方法を整理することとしたい。
- 卸元事業者が卸先事業者の特定需要家情報を目的外で利用することを防ぐ観点から、卸元事業者は情報の取扱いに関して適切な社内管理体制を構築することが望ましい。
- 一方で、ワンタッチ卸について卸売部門が小売部門のシステムを活用して実施している場合や、小規模な事業者において卸売部門と小売部門が一体となって事業を実施している場合等が存在するため、卸売部門と小売部門で情報共有を遮断する体制を整備するにはシステム導入や人員の増員等相当のコストを要することが想定され、特に、第1グループに比べて従業員数が少ない第２グループの卸元事業者は、体制を整備することが難しい場合も想定される。
- 上記を踏まえ、本取組に関しては、いずれの卸元事業者もまずは下記3点の情報管理策を実施することとしてはどうか。
 ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。
 ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者のみに付与する。
 ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

第1、２グループの旧一般ガス事業者単体の従業員数

1G事業者	地方	従業員数※1 (2017年度※2)
東京ガス	関東	7,862人
大阪ガス	近畿	5,617人
東邦ガス	中部	2,858人

2G事業者	地方	従業員数※1 (2017年度※2)
西部ガス	九州	1,336人
北海道ガス	北海道	716人
仙台市ガス	東北	315人
静岡ガス	中部	624人
広島ガス	中国	669人
日本ガス	九州	233人

※1 単体での従業員数。民営各社の有価証券報告書と仙台市HPより
※2 静岡ガスについては2017年12月期の情報

13

（参考）取引慣行の概要③卸取引における需要家情報の共有

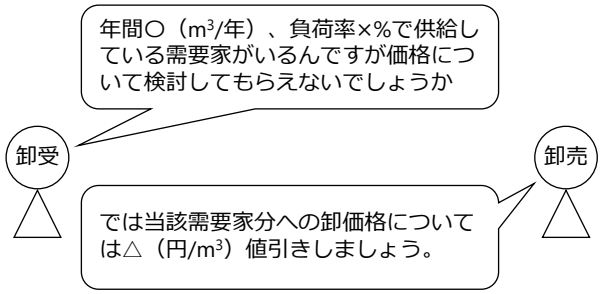
2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 卸契約の交渉においては、大口・新規の需要家など特定の需要家に対する割引を行うことを目的として、具体的な顧客情報を卸売事業者に提出して、卸受事業者に対する卸価格を決定する場合がある。この背景には、大口・新規需要家の獲得がその需要量等によっては、卸売事業者及び卸受事業者双方の短期的ないし中長期的な利益に資する可能性があることがあると考えられる*。

 *卸売事業者が小売事業も行う場合には、卸受事業者と（潜在的な）競合関係に立つこととなるため、一般論としては、顧客情報の共有が小売事業者間の競争の排除・減殺（マージンスクイーズや市場分割カルテル）につながらないよう注意する必要がある。

- 卸受事業者が特定の需要家情報を提示して交渉する場合（イメージ１）もあれば、卸売事業者が予め料金プランを用意している場合（イメージ２）もある。

特定の需要家情報を用いた交渉（イメージ１）

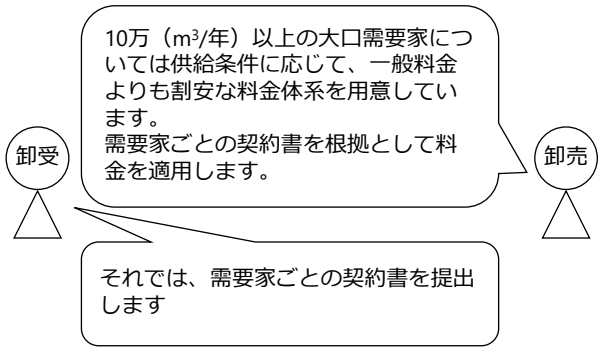


やりとりする需要家情報（例）

- 需要家名
- 需要量
- 負荷情報
- 適用している料金プラン等

卸売事業者/卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

特定の需要家情報を用いた交渉（イメージ２）



やりとりする需要家情報（例）

- 需要家名
- 需要量

（参考）当該取引慣行についての卸受事業者の評価

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 特定の需要家情報を卸受事業者が卸売事業者に提出する事例は、必ずしも一般的ではないものの、一定程度存在する。他方で、状況によっては、卸市場における競争に対する阻害要因になり得るのではないかとの指摘もあった。

卸受A
- これまでも卸価格の決定に関して、個別の需要家情報を用いることはなかった。
- **今後やりとりができなくなったとしても影響はない。**

卸受B
- 大口需要家の規模に応じて段階的な卸料金が定められてる場合があり、大口需要家のみ需給契約書を卸売事業者に提出している。
- **大口需要家向けの料金の方が通常料金よりも割安なため、仮に情報の提供を行わない場合、大口需要家向けの料金体系が適用されず、小口用の割高なガスを購入する事になるため困る。**

卸受C
- **卸売事業者は自エリア（卸受事業者のエリア）で小売事業をも行いうる状況下で、大口需要家の具体名、所在地等が卸売業者に知られることは、他の卸売事業者へのスイッチングを行えば、当該大口需要家への小売を当該卸売事業者自身が行う可能性があるという無言のプレッシャーとなる。**

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）当該取引慣行についての卸売事業者の評価

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 一部の卸売事業者からは、特定の需要家情報は卸受事業者から主体的に提供されることが多いため、当該需要家情報が卸売事業者に提供されないとしても卸交渉における影響は限定的であるとの意見があった。
- 一方で、卸受事業者のエリアにおける需要開拓（代表的には、石油など他燃料からの転換）においては、卸売事業者が卸受事業者と一体となって営業を行ってきた実態があることを踏まえ、需要家情報へのアクセスが制限された場合の悪影響を懸念する声もあった。

卸売A
- 基本的に、当社から卸受事業者に特定の需要家情報の提供を求めることはない。
- 卸受事業者が、当社に対して特定の需要家の負荷条件等を示した上で、卸価格の価格改定を持ち掛けてくることはある。
- **卸売事業者としては、値下げ交渉の材料に使われることが多く、当社から積極的に情報提供を求める理由もないため、需要量と負荷情報以外であれば情報遮断をされたとしても影響は限定的である。**

卸売B
- 当社から積極的に求めることはないものの、**他燃料からの転換を狙って卸受事業者と一緒に需要開拓を行うことがあり、その際には営業段階から需要家情報を知り得ることになる。**
- 他燃料からの転換に伴う新規需要の開拓は、天然ガス需要の拡大にも資することから卸売事業者としても推進したいと思っており、**情報遮断によりそれが叶わなくなるとするとビジネスに与える影響は大きい。**

卸売C
- 卸受事業者が値下げ交渉する際の材料として有効と思っている。当該情報のやりとりを遮断されたとしたら、卸受事業者が交渉しづらくなることが考えられる。

卸売事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）卸取引における需要家情報の共有に関する論点

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 将来参入する可能性がある地域の需要家情報を、卸売事業者が容易に取得できる現在の状況は、適正な競争環境を確保する観点から望ましいとはいえない一方、卸売事業者と卸受事業者が協力して需要開拓を行っている例もあり、当該情報を完全に遮断した場合、実ビジネスに影響を与える恐れもある。
- 上記を踏まえ、**卸取引交渉時に提供する特定の需要家情報の取扱いについて整理していくこととしてはどうか。**
- その際、①需要家情報を共有することによって新たな需要開拓その他の競争促進効果が生じることが期待されるものか、②一定の需要家情報を共有する場合であっても、需要家を特定可能な粒度の情報が必要か、③卸売事業者が卸受事業者と小売市場における競争関係に立っている場合において、小売市場における競争を減殺しないような措置を講じる必要があるかといった項目を、企業規模等も勘案しつつ検討することとしてはどうか。

経済産業省

2019年度
第3回業務委員会
資料№1-3

ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

第４１回制度設計専門会合
事務局提出資料

令和元年９月１３日

電力・ガス取引監視等委員会

目次

１．ガス導管事業者の行為規制について
２．本日ご議論頂きたい論点①
３．本日ご議論頂きたい論点②

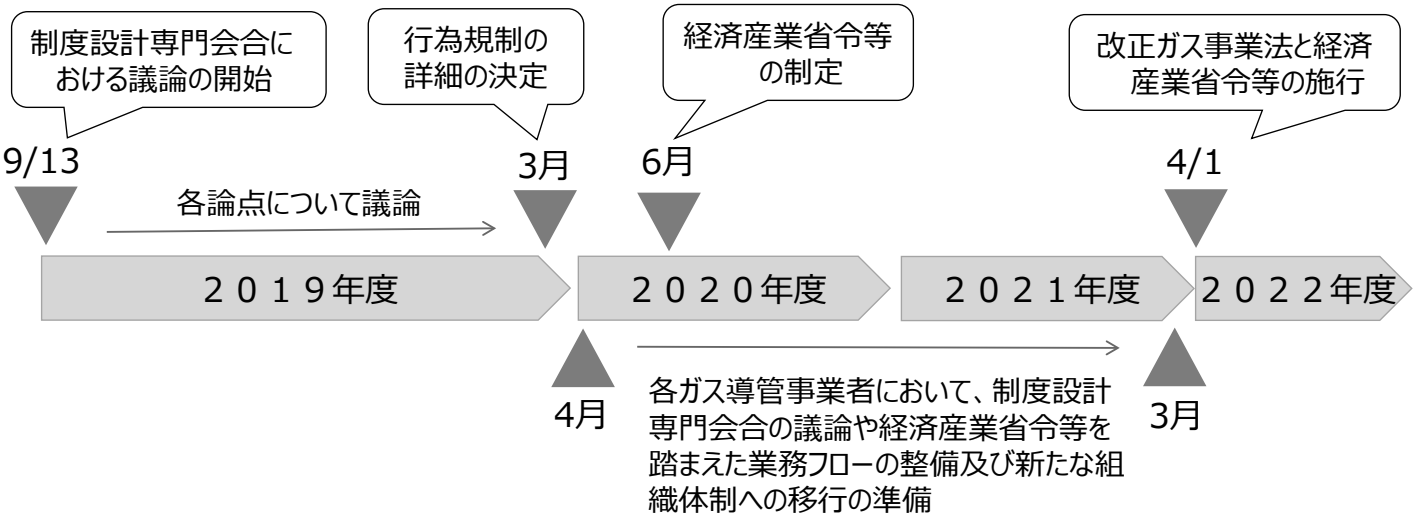
これまでの経緯

- ガス事業法上、差別的取扱いの禁止、情報の目的外利用の禁止といった導管部門の中立性確保措置が講じられているところ、ガスシステム改革小委員会の報告書（2015年1月）において、導管部門の更なる中立性確保を求める意見が存在する旨の報告がされた。
- これを踏まえ制定された電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、導管規模等、政令で定める要件に該当するガス導管事業者に係る導管事業と小売・製造事業との兼業の禁止（法的分離）や、法的分離されたガス導管事業者の人事・業務委託等に関する行為規制が規定された。
- 今後、行為規制の詳細を規定する経済産業省令を制定する必要があるところ、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に対し、行為規制の詳細についての意見が求められた（2019年8月27日付）。

行為規制に関するスケジュール（案）

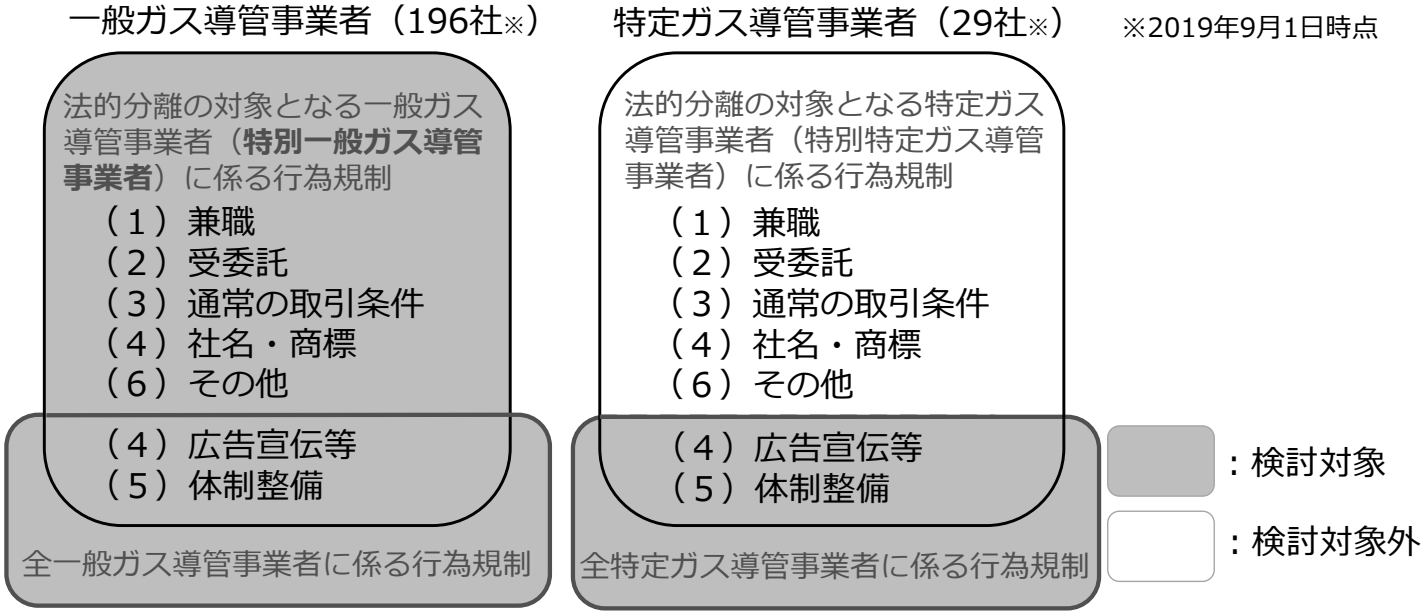
●改正ガス事業法の施行日は、２０２２年４月１日。

●法的分離に向けた分社化作業並びに行為規制を踏まえた業務フローの整備（必要に応じてシステムを改修）及び組織体制作り等の準備に、一定の期間が必要であると考えられることから、行為規制の詳細に関する検討は、以下のスケジュールで進めることとしたい。



ガス導管事業者に係る行為規制の整理

- 改正ガス事業法においては、以下の図のとおり、ガス導管事業者の種類によって異なる内容の行為規制が課されるところ、それぞれについて省令の内容を検討する必要がある。
- なお、現状においては、特別特定ガス導管事業者の出現が想定されないことから、特別特定ガス導管事業者のみを対象とする行為規制の詳細については、検討対象外としたい。



法的分離の対象となる事業者の基準について

＜ガスシステム改革小委員会報告書（2015年1月）より抜粋＞

②対象となる事業者の基準

仮に「法的分離」を選択する場合の対象事業者については、将来も見据えどのような事業者が対象となるべきか基準を明確にすべきとの意見があった。

現在、一般ガス事業者は 200 を超え、その大宗は中小事業者である。また、電気事業者と比較すると、ほとんどの事業者は一般電気事業者より規模が小さい。一方、我が国の都市ガス事業の特徴として、ガス導管網はＬＮＧ受入基地等を起点として整備されてきたが、複数のＬＮＧ基地が接続するような相当規模の導管網においては、それぞれのＬＮＧ基地からの送出の仕方に差が生じるおそれがある。実際、そうした導管網では自由化された大口市場に新規事業者の参入や託送供給実績があり、利用の在り方について新規参入者から様々な要望が寄せられている。

以上を踏まえ、仮に「法的分離」を選択する場合の対象事業者は、
（ア）導管の総延長数が全国シェアで概ね１割以上であること、
（イ）保有する導管に複数の事業者のＬＮＧ基地が接続していること、
のいずれも満たす者とするのが適当である。

行為規制の詳細について検討すべき主な論点

（１）兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

（５）情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

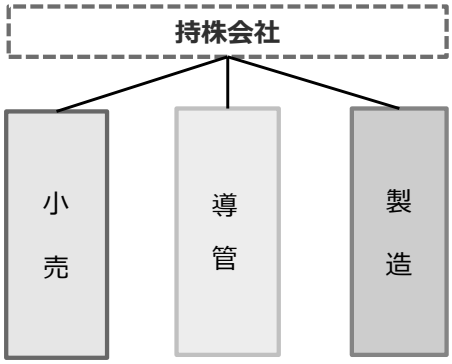
（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

（参考）特別一般ガス導管事業者の法的分離について

- 2022年４月以降、特別一般ガス導管事業者においては、一般ガス導管事業とガス小売事業又はガス製造事業の兼業は禁止される。（法的分離）
- 法的分離の方法としては、主として①持株会社方式、②小売・製造親会社方式が考えられる。

①持株会社方式

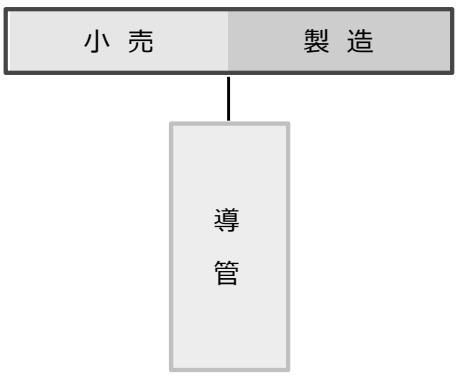
- 持株会社の下に小売会社、導管会社及び製造会社を設置



※小売会社、製造会社は同一会社とすることも可能

②小売・製造親会社方式

- 小売・製造会社の下に導管会社を設置

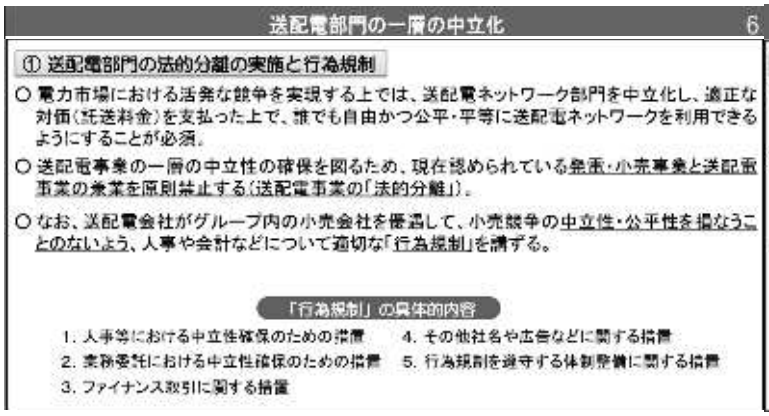


※小売会社、製造会社を別々の会社とし、一方の子会社とすることも可能

ガス導管事業者に係る行為規制の整理

- ガス導管部門に係る法的分離及び行為規制導入の趣旨は、ネットワーク事業の一層の中立性の確保による、事業者間の適正な競争関係の確保であり、送配電部門に係る法的分離及び行為規制導入の趣旨と同じ。改正ガス事業法の規定ぶりも、改正電気事業法と同じとなっている。
- 他方、保安責任の存在、多数の中小事業者の存在、新規参入者の存在しないエリアが多い等、ガス事業特有の事情があることから、これらの事情を踏まえた議論が必要となる。

（参考）電気事業法等の一部を改正する等の法律の概要
（２０１５年６月経済産業省公表）



送配電部門の一層の中立化 6

① 送配電部門の法的分離の実施と行為規制

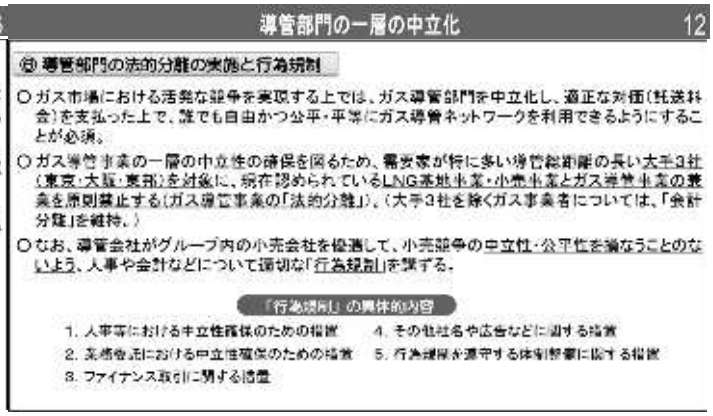
○ 電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須。

○ 送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、現在認められている発電・小売事業と送配電事業の兼業を原則禁止する（送配電事業の「法的分離」）。

○ なお、送配電会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

「行為規制」の具体的内容

1. 人事等における中立性確保のための措置
2. 業務委託における中立性確保のための措置
3. ファイナンス取引に関する措置
4. その他社名や広告などに関する措置
5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置



導管部門の一層の中立化 12

㉑ 導管部門の法的分離の実施と行為規制

○ ガス市場における活発な競争を実現する上では、ガス導管部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等にガス導管ネットワークを利用できるようにすることが必須。

○ ガス導管事業の一層の中立性の確保を図るため、需要家が特に多い導管総距離の長い大手3社（東京・大阪・東邦）を対象に、現在認められているLNG基地事業・小売事業とガス導管事業の兼業を原則禁止する（ガス導管事業の「法的分離」）。（大手3社を除くガス事業者については、「会計分離」を維持。）

○ なお、導管会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

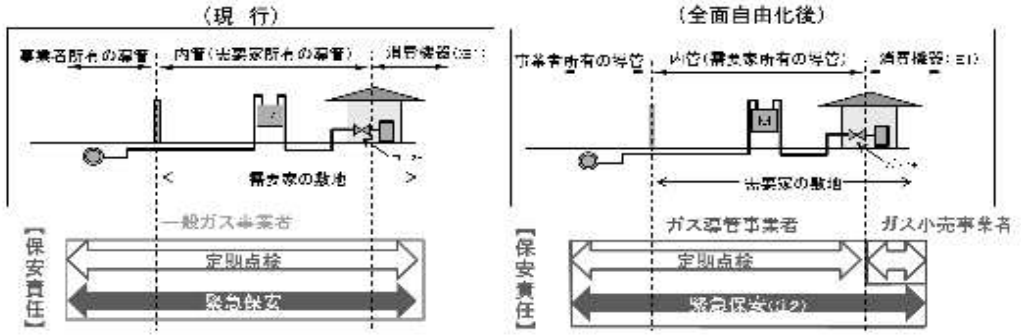
「行為規制」の具体的内容

1. 人事等における中立性確保のための措置
2. 業務委託における中立性確保のための措置
3. ファイナンス取引に関する措置
4. その他社名や広告などに関する措置
5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

(参考)一般ガス導管事業者の保安責任について

規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ
経済産業者説明資料より抜粋（2018年4月13日）

- ガス導管事業者は、ネットワークを維持する保安確保の要。この分野は自由化せず、総括原価方式を維持し、保安に必要な十分な投資を確保。引き続き技術基準適合維持義務等の保安規制を維持。
- ２．需要家保安については、安定的に保安を確保する観点から、需要家敷地内に敷設された需要家所有のガス工作物（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の点検・緊急保安は、従来の都市ガス事業者などのガス導管事業者に一括して義務付け。



（注1）ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

（注2）ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者（※1）
内管の漏えい検査	ガス導管事業者（※1）
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者（※2）

（※1）ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うこととなる。
（※2）一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

11

（参考）都市ガス事業の特徴

ガス事業制度検討ワーキンググループ
経済産業者説明資料より抜粋（2018年9月20日）

- ガスシステム改革を進めるに当り、具体的な制度検討を行う上で、以下のような都市ガス事業の特性に根ざした観点に配慮する必要があるとされた。

※以下、ガスシステム改革小委員会　報告書（平成２７年１月）より抜粋・要約（事業者数は当時の値）

（１）事業者数が多く大半は中小事業者である

- ◆ 都市ガス事業は、導管網の規模の経済性を活かして効率的にガスを供給する特徴があるため、各地域の需要密度や地理的条件などにより事業規模や事業者数は大きく異なる。
- ◆ 東京ガス、大阪ガス及び東邦ガスの大手ガス事業者３社の規模が突出している一方、８割の事業者は従業員 100 名以下、従業員 10 名以下の事業者も 35 あり、小規模な事業者の中には、大手事業者等と資本関係を有し、企業グループを形成している場合もある。
- ◆ 調達・供給設備面でみれば、大手・準大手の事業者は自らＬＮＧ基地を保有し、海外から輸入する一方、その他の事業者は、大手・準大手の事業者やガス導管事業者から、導管やタンクローリー等により卸供給を受けており、調達・供給設備の状況から、以下の４つに分類できる。

グループ	調達・供給設備の状況	一般ガス事業者
①	多数のLNG基地、大規模導管網	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス
②	LNG基地1・2カ所、一定規模の導管網	北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、西部ガス、日本ガス
③	導管による卸で調達	117事業者（うち、公営が20）
④	タンクローリー・鉄道貨車によ調達	81事業者（うち、公営が5）

6

12

（参考）一般ガス導管事業者の競争・新規参入の状況

第３３回料金審査専門会合資料
一部改変（2018年10月25日）

● 一般ガス導管事業者の中で小売事業者の新規・越境参入があるのは４８事業者。

一般ガス導管事業者：全１９６事業者

託送供給約款あり（１２６）

新規・越境参入あり（４８）

東京ガス	館林ガス	中部ガス	久留米ガス
日本ガス	秦野ガス	東邦ガス	筑紫ガス
栃木ガス	習志野市	大阪ガス	佐賀ガス
佐野ガス	厚木ガス	大津市企業局	鳥栖ガス
東彩ガス	武陽ガス	大和ガス	九州ガス
東部ガス	昭島ガス	河内長野ガス	西部ガス
野田ガス	角栄ガス	伊丹産業	京葉ガス
武州ガス	伊奈都市ガス	桜井ガス	京和ガス
鷲宮ガス	東日本ガス	大武	沖縄ガス
大東ガス	松本ガス	水島ガス	
太田都市ガス	静岡ガス	広島ガス	
北日本ガス	東海ガス	岡山ガス	
小田原ガス	大多喜ガス	高松ガス	

新規・越境参入なし
（７８）

託送供給約款なし（７０）（新規・越境参入なし）※１

※１ 需要家数・契約件数が少なく他社と導管が繋がっていないガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
※２ 2019年8月31日時点（新規・越境参入は小売登録ベース、自社導管による供給も含む）　（出所）資源エネルギー庁 「登録ガス小売事業者」より作成

（参考）改正ガス事業法

（禁止行為等）（特定ガス導管事業者につき第八十条）

第五十四条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（以下「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（兼業の制限）（特定ガス導管事業者につき第八十条の二）

第五十四条の二 一般ガス導管事業者（その一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特別一般ガス導管事業者」という。）は、ガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。第八十条の二及び第百九十六条第四号において同じ。）を営んではならない。

（特別一般ガス導管事業者の機関）（特定ガス導管事業者につき第八十条の三）

第五十四条の三 特別一般ガス導管事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第八十条の三第二号において同じ。）

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の四）

第五十四条の四　特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（特別一般ガス導管事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一項において同じ。）、親会社（同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。）若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第八十条の四第一項において「取締役等」という。）又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）を、特別一般ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　特別一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別一般ガス導管事業者が営む一般ガス導管事業の業務その他その維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第五十四条の六第一項において「特別一般ガス導管等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　ガス製造事業者　ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3　経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別一般ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の禁止行為等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の五）

第五十四条の五　特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3　特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4　特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の六）

第五十四条の六 次の各号に掲げる特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者が営む特別一般ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　ガス製造事業者　ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　第五十四条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2　経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の七）

第五十四条の七 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該特別一般ガス導管事業者に対し、第五十四条第一項各号に掲げる行為又は第五十四条の五第一項本文、第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二　前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の八）

第五十四条の八 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

目次

1．ガス導管事業者の行為規制について
2．本日ご議論頂きたい論点①
3．本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ①

（１）兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

（５）情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

社名、商標、広告等に関する規制のあり方

- 改正ガス事業法においては、ガス導管事業者等がガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を禁止している。
- 小売・製造事業者が、社内又はグループ内のガス導管事業者の信用力・ブランド力を活用して、営業活動を有利に進めることは、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられるため、社名、商標、広告・宣伝等について規制が必要。
- 具体的に、どのようなケースを禁止すべきかについて、本日ご議論いただく。

広告・宣伝等に関する規制について（全ガス導管事業者等）

- 以下のような広告・宣伝等は、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられるため、禁止すべきと考えられるがどうか。（一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の結論）
 - ① ガス導管事業者が、グループ内の小売・製造事業者等（社内の小売・製造部門を含む。）の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと
 - ② グループ内の小売・製造事業者等が、ガス導管事業者の信用力・ブランド力を利用して、グループ内の小売・製造事業者の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと

共同での営業・広告宣伝に関する規律

参考（第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月）

＜論点＞

一般送配電事業者がグループ会社と共同で営業や広告宣伝を行うことについて、一般送配電事業者の中立性の観点から、どのような規律を設けることが適切か。

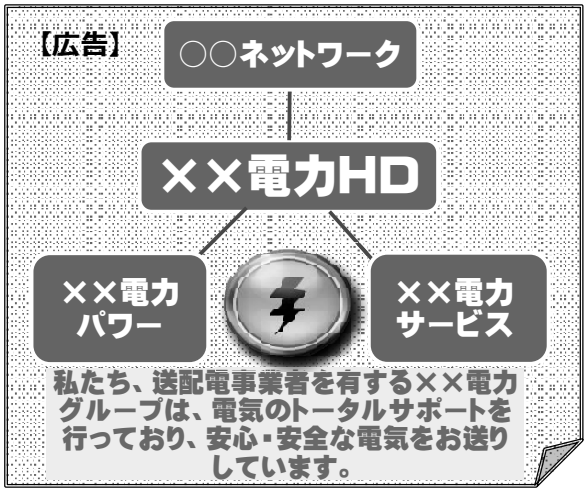
＜検討＞

規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的で行う、一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝については、グループ会社である発電・小売事業者が競争分野において有利になる恐れがあり、また、それ自体、送配電会社の中立性に疑義を生じさせる恐れがあるのではないか。

＜方向性＞

■ 規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的で行う、一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝を禁止することとしてはどうか

【禁止すべき例】



（※）なお、単にグループ会社関係であることを広告するような、規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的ではない広告宣伝については、その限度で認めることとしてはどうか（グループ会社である発電・小売事業者が競争分野において有利となり、送配電会社の中立性に疑義を生じさせる恐れがあるとはいえないため。）。

＜参考＞
・NTT再編関係では、NTT東西は、マスメディアを用いてNTTコミュニケーションズの提供するサービスの広告宣伝を行わないものとされている（実施計画5(8)）。

社名に関する規制について（特別一般ガス導管事業者）

- ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき特別一般ガス導管事業者の社名は、一般送配電事業者に係る行為規制と同様、以下のように考えられるがどうか。

禁止すべきと考えられる社名

特別一般ガス導管事業者と特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）が、同一視されるおそれのある社名

※「特定関係事業者」：
特別一般ガス導管事業者の子会社、親会社若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者

社名の中に、「導管」「ネットワーク」等、導管事業者であることを示す文言を含む場合、特別一般ガス導管事業者が社名の一部にグループ名称（旧一般ガス事業者名等）を使用していても、禁止すべき社名には該当しない。

例）法的分離後の導管会社：「○○ガス導管株式会社」

社名に関する規律

参考（第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

＜論点＞

一般送配電事業者の社名については、一般電気事業者が従来の信用力・ブランド力を活用する目的で、発電・小売電気事業者は引き続き、「○○（地域名）電力株式会社」とすることも想定される（※）。この点を前提として、一般送配電事業者の中立性の確保の観点から、その社名については、どのような規律を設けることが適切か。

（※）地域名は、それ自体が公平かつ中立的な電力市場の整備や一般送配電事業者の中立性の確保の観点から問題が生じる訳ではないことから、地域名に着目した制限は設けないこととしてはどうか。

＜検討＞

前述の通り、今回の電力システム改革においては、一般送配電事業者と発電・小売電気事業者の資本関係を許容していることから、グループ会社であることの表示は認められるものであるから、発電・小売電気事業者と同様のグループ会社を表現する名称を表示することは許容すべきではないか。

他方、一般送配電事業者は中立性が求められる事業者であるところ、そのことが外形的に判断できる表示がない場合、引き続きグループの発電・小売事業者と同一視される恐れがあり、また、一般送配電事業者であることが不明確となるため、一般送配電事業者の中立性に疑義が生じる恐れがある。

そこで、一般送配電事業者に対しては、中立性が求められる一般送配電事業を行う者であることを外形的に明らかにすることを求める必要があるのではないか。

（※）このような規制は、「一般送配電」という名称の使用までを義務付けるものではないことから、一般送配電事業の中立性の観点から必要最小限度の規制といえるのではないか。

＜方向性＞

■ 一般送配電事業者に対して、中立性が求められる一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名とすることを求めてはどうか

（※）どのような社名が一般送配電事業者と外形的に判断できる社名となるかの詳細は、今後ガイドラインにおいて規定する予定。

商標に関する規制について（特別一般ガス導管事業者）

- ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき特別一般ガス導管事業者の商標は、一般送配電事業者に係る行為規制と同様、以下のように考えられるがどうか。

1．**禁止すべき**と考えられる商標

一般ガス導管事業者と特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）が、同一視されるおそれのある商標

（特別一般ガス導管事業者が旧一般ガス事業者のグループ商標のみを使用する場合を含む。）

グループ内の小売・製造事業者と同一視されるおそれのない独自商標と併せて用いる場合のみ、一般ガス導管事業者がグループ商標を用いることを許容する。

2．その他の論点

需要家が立ち入らない施設内で外部から見えない場所、マンホール等における目立たない刻印等、グループ内の小売・製造事業者の営業活動に効果があるとは考えられず、適正な競争関係を阻害しないと考えられる場所における商標の使用については、本規制の対象外としてもよいのではないか。

商標に関する規律

参考（第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

＜論点＞

一般送配電事業者の商標については、一般送配電事業者の中立性の観点から、どのような規律を設けることが適切か。

＜検討＞

前頁のとおり、発電・小売電気事業者が一般送配電事業者とグループ会社であることの表示は認めるべきと考えられることから、グループ商標として、一般送配電事業者が発電・小売電気事業者と同一の商標を用いることを認めるべきである。

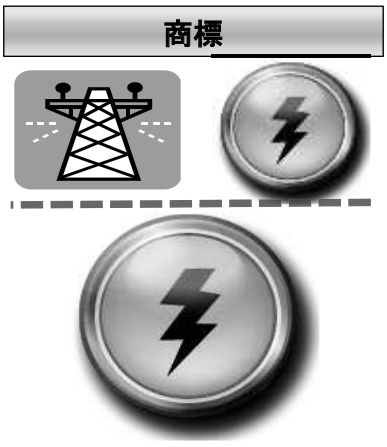
他方、当該商標をグループ会社であることの表示を超えて、一般送配電事業者自身の商標としての使用を認めると、グループの小売・発電事業者と同一会社と誤認させ、ひいては一般送配電事業者の中立性に疑義が生じるのではないか。

＜方向性＞

■ 一般送配電事業者は、グループ商標として、発電・小売電気事業者と同一の商標を用いることを認めるが、独自商標の設定を義務付ける。

＜イメージ＞





（※）商標については、第三弾法施行時に一律変更を求めた場合には、莫大なコストがかかることが想定されることから、一定の経過措置（使用中の既存商標は設備更新等に合わせた更新を許容する等）を設けることを前提としてはどうか。

＜参考＞

・ EU指令では、社名、情報通信、商標及び施設において、垂直統合型事業者と別主体である点について混同を生じさせてはならないとされている（17条4項）。

・ NTT再編関係では、商標に関する特段の制限はない。

（参考）改正ガス事業法

（禁止行為等）

第五十四条　一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（以下「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二　その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三　前二号に掲げるもののほか、**ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為**をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第五十四条の七　特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該特別一般ガス導管事業者に対し、第五十四条第一項各号に掲げる行為又は第五十四条の五第一項本文、第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二　前号に掲げるもののほか、**ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為**をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）改正電気事業法（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条　一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一～二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、**電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為**をすること。

２～５（略）

６　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

第三十三条の七　法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。次号及び第三号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある**商号**を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。

二　一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある**商標**を用いること。ただし、一般送配電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

三　一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する**広告、宣伝その他の営業行為**を行うこと。

四　認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門が、その特定関係事業者たる小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該認可一般送配電事業者の小売電気事業若しくは発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する**広告、宣伝その他の営業行為**を行うこと。

（参考）改正電気事業法（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第二十三条の三　一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、**電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為**をすること。

２　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第三十三条の十四　法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、一般送配電事業者の特定関係事業者が行う、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する**広告、宣伝その他の営業行為**とする。

目次

１．ガス導管事業者の行為規制について
２．本日ご議論頂きたい論点①
３．本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ②

（１）兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

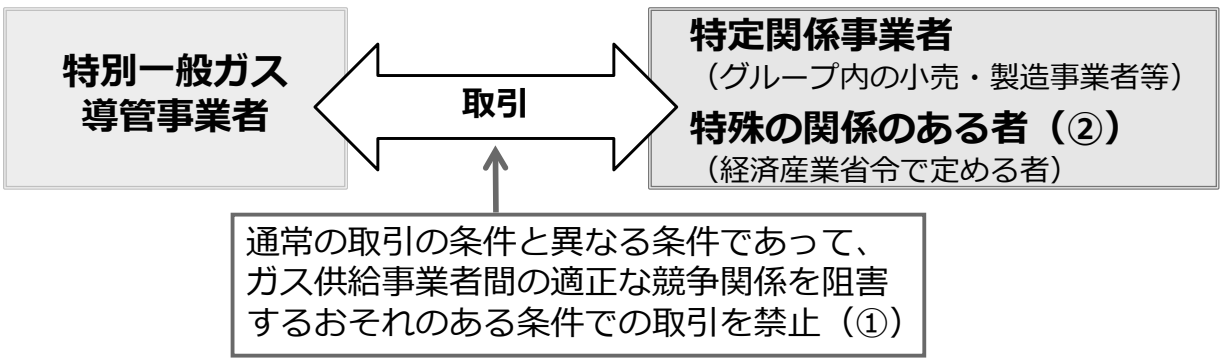
（５）情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

検討すべき論点

- 改正ガス事業法においては、不適正な利益移転等を防止するため、特別一般ガス導管事業者と特定関係事業者等との間の取引は、「通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」で行ってはならないこととされた。
- 「通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」とは、どのような条件と考えるべきか。（図中①）
- また、迂回取引等による不適正な利益移転等を防止する観点から、グループ内の小売・製造事業者である特定関係事業者に加え、特別一般ガス導管事業者と特殊の関係のある者も本規制の対象とされているところ、その範囲はどうあるべきか。（図中②）



※当該取引を行うことにやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、例外として禁止されない。

通常の取引の条件と異なる条件について

- 「通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」については、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかを判断基準とすることが適当と考えられるがどうか。（一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論）
- 他方、本規制の対象となる取引は多種多様となり得るため、より具体的な基準を示すことが難しいものと考えられる。今後、委員会事務局による監視や事業者からの相談等を通じ、整理が必要なケースが出てきた場合には、改めて議論することとしてはどうか。

本規制の対象とすべき「特殊の関係のある者」の範囲

- 本規制の趣旨は、㋐又は㋑のような行為を通じてガス供給事業者間の適正な競争関係が阻害されることを防止することにある。こうした行為は、別会社を利用した取引（迂回取引等）によっても実現可能であるため、そのおそれのある者（「特殊の関係にある者」）についても規制の対象とされている。
 - ㋐特別一般ガス導管事業者が特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）に対して不当に利益を供与することにより、当該特定関係事業者を競争上優位にさせる
 - ㋑特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）が特別一般ガス導管事業者に対し利益を供与することにより、当該特別一般ガス導管事業者に対する影響力を拡大し、託送供給業務等における差別的取扱いを誘発する
- 以上を踏まえると、「特殊の関係のある者」の具体的な範囲は、以下のようにすることが適当と考えられるがどうか。（一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論）

「特殊の関係のある者」の具体的な範囲

- グループ内の小売・製造事業者等の子会社等及び関連会社（小売・製造等が支配力・影響力を有する者）
- グループ内の小売・製造事業者等の主要株主（小売・製造等と強い利害関係のある者）

※「子会社等」「関連会社」は会社法、会社計算規則による
※ 銀行法・金融商品取引法等における通常の取引の条件に関する規制の対象範囲に類似

規律の対象となるグループ会社の範囲

第９回制度設計WG資料一部改変
平成26年１０月

＜論点＞

一般送配電事業者が行う取引については、どのような者との取引を規制の対象とすべきか。規律の対象となるグループ会社の範囲が問題となる。

＜検討＞

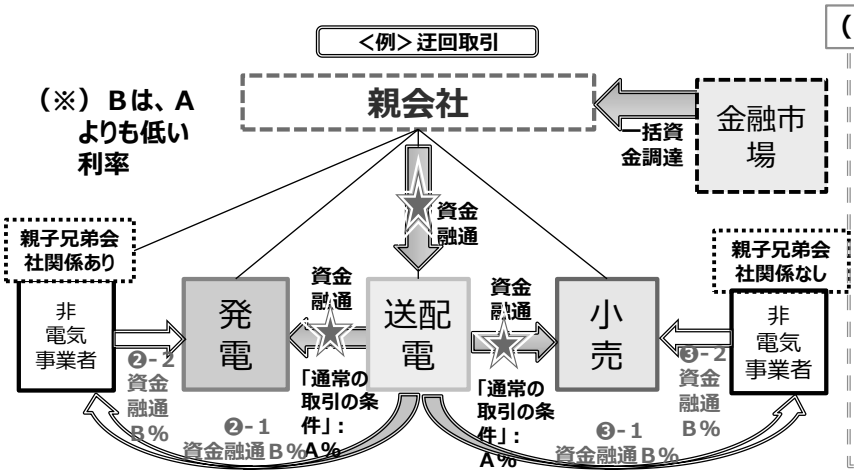
取締役等の兼任等の場合と同様に、親会社並びに子会社及び兄弟会社関係にある発電・小売事業者を規律の対象とすれば足りるとも思われるが、その場合、以下の取引等について、規律の対象とすることができず、不適当ではないか。

❶ 兄弟会社関係にあるファイナンス会社が一括調達をしてそれを一般送配電事業者へ融通する取引
❷ 親子・兄弟会社間における迂回取引（以下の例参照）
❸ 親子・兄弟会社以外との迂回取引（以下の例参照）

＜方向性＞

■ 一般送配電事業者が行う取引については、一般送配電事業者の親子・兄弟会社に加え、それらの会社が、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社もその対象としてはどうか

（※）銀行法や金融商品取引法等における通常の取引の条件に関する規制を参照。



（※）取締役等の兼任等のグループ会社の考え方の違い

取引に関する規律については、これに違反した場合、対等な競争条件を直接阻害する利益等の移転が生じるものである。このため、迂回取引等が行われた場合、対等な競争条件を直接阻害するため、規制対象に含める必要があるのではないか。

他方、取締役等の兼任等は、取締役等の兼任等によって直接対等な競争条件が阻害されることにはならないものの、兼任等をした取締役等がグループ会社を優遇する行為をすることで対等な競争条件が害される蓋然性があることに鑑み、あらかじめ規制するものである。このため、対等な競争条件を害する蓋然性のある兼任等に限って規制する必要がある。この点において、取引に関する場合とは異なる。

35

法的分離の対象とならないガス導管事業者への対応について

- 本規制については、法的分離の対象となる特別一般ガス導管事業者のみを対象とするものであるが、法的分離の対象とならないガス導管事業者についても、不適正な利益移転等を防止することは重要である。
- こうしたことから、法的分離の対象とならないガス導管事業者においては、託送収支計算書の正確な作成が重要であるところ、今後とも、事業監査等を通じ、その正確性、適正性を確保していく。

（参考）会計整理及び事業監査

＜ガス事業法＞
（一般ガス導管事業等の業務に関する会計整理等）
第五十三条 **一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業以外の事業を営む場合には、経済産業省令で定めるところにより、一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理しなければならない。**
2 前項の場合において、一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の整理の結果を公表しなければならない。
（監査）
第百七十条 **経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者**及びガス製造事業者**の事業の監査をしなければならない。**

＜ガス事業託送供給収支計算規則＞
（託送供給等関連業務の会計の整理）
第二条 法第五十三条第一項の規定により、**一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務**（以下「託送供給等関連業務」という。）**に関する会計を整理しようとする一般ガス導管事業者**（以下「事業者」という。）**は、次条から第五条までの規定に定めるところにより、託送供給等関連業務に関する会計を整理しなければならない。**
（託送収支計算書の作成）
第三条 **事業者は、託送供給等関連業務に係る収益**（以下「託送収益」という。）**及び託送供給等関連業務に係る費用**（以下「託送費用」という。）**について、別表第一に掲げる算定方法に基づき、様式第一に整理しなければならない。**

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の禁止行為等）

第五十四条の五　特別一般ガス導管事業者は、**通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件**で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める**特殊の関係のある者**（第百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

２～４　（略）

５　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）改正電気事業法（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条

（略）

２　一般送配電事業者は、**通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件**で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める**特殊の関係のある者**（第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

３～５（略）

６　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者と特殊の関係のある者）

第三十三条の八　法第二十三条第二項の一般送配電事業者と経済産業省令で定める**特殊の関係のある者**は、次に掲げる者とする。

一　一般送配電事業者の特定関係事業者の**子会社等**（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

二　一般送配電事業者の特定関係事業者の**主要株主基準値**（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。第四十四条の八第二号において同じ。）**以上の数の議決権の保有者**（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

三　一般送配電事業者の特定関係事業者の**関連会社**（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。第四十四条の八第三号において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

（参考）「子会社等」の法令上の規定

＜会社法（平成17年法律第86号）＞

（定義）

第二条　（略）

二　（略）

三　**子会社　会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの**をいう。

三の二　**子会社等　次のいずれかに該当する者をいう。**

イ　**子会社**

ロ　**会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの**

四～三十四　（略）

＜会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）＞

（子会社及び親会社）

第三条　法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、**同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等**とする。

２　（略）

３　前二項に規定する**「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合**（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　**他の会社等**（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）**の議決権の総数に対する自己**（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）**の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合**

イ～ニ　（略）

二　**他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合**（前号に掲げる場合を除く。）**であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合**

イ～ホ　（略）

三　**他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合**（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）**であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合**

４　（略）

(子会社等及び親会社等)

第三条の二　法第二条第三号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、**同号ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等**とする。

２～３　（略）

（参考）「関連会社」の法令上の規定

＜会社計算規則（平成18年法務省令第13号）＞

（定義）

第二条　（略）

３　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十七　（略）

十八　**関連会社　会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等**（子会社を除く。）をいう。

十九～六十六　（略）

４　前項第十八号に規定する**「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合**（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一　**他の会社等**（次に掲げる会社等であって、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）**の議決権の総数に対する自己**（その子会社を含む。以下この項において同じ。）**の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合**

イ～ニ　（略）

二　**他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の十五以上である場合**（前号に掲げる場合を除く。）**であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合**

イ　次に掲げる者(他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)が他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

（１）自己の役員

（２）自己の業務を執行する社員

（３）自己の使用人

（４）(1)から(3)までに掲げる者であった者

ロ　自己が他の会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ　自己が他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ　自己と他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三　**他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数**（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。）**の割合が百分の二十以上である場合**（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）**であって、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合**

イ　自己の計算において所有している議決権

ロ　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

ハ　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

四　**自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものに基づきこれらの者が他の会社等を共同で支配している場合**

（参考）「主要株主基準値」の法令上の規定

＜銀行法（昭和56年法律第59号）＞
（定義等）
第二条　（略）
９　この法律において**「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十**（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあつては、百分の十五）をいう。
１０～２５　（略）

＜銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）＞
（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる要件）
第一条の二　法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、**財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則**（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）**第八条第六項第二号イからホまでに掲げる要件**とする。

＜財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）＞
（定義）
第８条　（略）
６（略）
一　（略）
二（略）
イ　役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
ロ　子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行つていること。
ハ　子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
ニ　子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
ホ　その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
三～四　（略）

2019年度
第3回業務委員会
資料1-4

電力・ガス取引監視等委員会　第４１回制度設計専門会合　議事概要

１．日時：２０１９年9月１３日（金）１５：００～１５：３５（ガスのみ）

２．場所：経済産業省本館１７階第国際会議室

３．出席者（委員）

稲垣座長、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、新川委員、
武田委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹	JXTGエネルギー株式会社　ガス事業部 部長
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長
沢田　聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
村田 光司	一般社団法人 全国ＬＰガス協会 専務理事
笹山 晋一	東京ガス株式会社　常務執行役員
籔内 雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

４．議題（ガスのみ）

・ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

５．意見等

事務局から

- 行為規制のスケジュールでは、2022年4月1日が改正ガス事業法の施行日となっており、本日から2020年3月迄議論を進めてまとめていく。その後、省令等を制定し各事業者において準備を進めて頂き2022年4月に施行となる。
- ガス導管規制に係る行為規制の主な論点は、①兼職に関する規律　②業務の受委託等に関する規律　③グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律　④社名・商標・広告宣伝等に関する規律　⑤情報の適正な管理のための体制整備　⑥その他の適正な競争関係確保に必要な措置とされている。
- ガス導管部門に係る法的分離及び行為規制導入の趣旨は、ネットワーク事業の一層の中立性の確保による、事業者間の適正な競争関係の確保であり、送配電部門に係る法的分離及び行為規制導入の趣旨と同じ。しかし、保安責任の存在、多数の中小事業者の存在、新規参入者の存在しないエリアが多い等、ガス事業特有の事情があることからこれらを踏まえた議論が必要となる。
- 広告・宣伝等はグループ内の小売・製造事業者の事業活動を有利にすることも考えられ、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられるため、禁止とすべきと考える。
 社名については、特別一般導管事業者と特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）

が、同一視されるおそれのある社名は禁止とし、社名に「導管」「ネットワーク」等、が含まれている場合は禁止すべき社名には該当しない。

商標についても社名と同様で、同一視されるおそれのある商標は禁止すべきとする。

- 「通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」とは、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合と同様の条件かどうかを判断基準とすることが適当と考えられるがどうか。
- 「特殊の関係のある者」の具体的な範囲は、グループ内の小売・製造事業者等の子会社等及び関連会社と主要株主としている。
- 法的分離の対象とならないガス導管事業者についても、不適正な利益移転等を防止することは重要であり、託送収支計算書の正確な作成が重要であるところで、事業監査を通じ、その正確性、適正性を確保していく。

委員等から

- 事務局案に賛成するが、適切な会議を継続的に実施して、コスト算定の面で厳格な審査をお願いしたい。
- 新規参入者としては､事務局案は納得がいくものとなっている｡ガス導管事業の分離後は、グループ間取引のより高い透明性が求められると考える。

 法的分離の対象外となるガス導管事業者の中には、公表されている託送料金水準では新規参入が困難なエリアがある。このようなエリアに新規参入を促し、システム改革の一つである需要家の選択肢拡大を果たすため、法的分離対象外のガス導管事業者に対し、個別査定のようなものを導入し、託送収支が正確性・適正性を確保する必要性があると考える。
- 一般ガス導管事業者の内、８割が従業員100名以下の事業者で、さらに30名未満の事業者が80社程度ある。全ての一般ガス導管事業者に適用される行為規制については、事業者の規模や供給区域への新規参入状況なども踏まえて検討していただきたい。

以上